

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	印南町

印南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 印南町役場企画産業課・生活環境課
所在地 和歌山県日高郡印南町印南 2 5 7 0
電話番号 0 7 3 8 - 4 2 - 1 7 3 7 (企画産業課)
0 7 3 8 - 4 2 - 1 7 3 2 (生活環境課)
F A X 番号 0 7 3 8 - 4 2 - 1 7 0 3 (企画産業課)
0 7 3 8 - 4 2 - 0 1 7 5 (生活環境課)
メールアドレス kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp (企画産業課)
seikan@town.wakayama-inami.lg.jp (生活環境課)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・タヌキ・アナグマ・ノウサギ・ハクビシン・カラス・ハト・ヒヨドリ・スズメ・カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	印南町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻・野菜・果樹	3,109 千円・1.24ha
ニホンジカ	水稻・野菜・果樹	3,502 千円・1.30ha
ニホンザル	水稻・野菜・果樹	1,612 千円・0.37ha
アライグマ	水稻・野菜・果樹	955 千円・0.25ha
タヌキ	野菜	142 千円・0.05ha
アナグマ	野菜	51 千円・0.01ha
ノウサギ	野菜・果樹	150 千円・0.04ha
ハクビシン	野菜・果樹	642 千円・0.11ha
カラス	野菜	420 千円・0.11ha
ハト	野菜	49 千円・0.01ha
ヒヨドリ	野菜・果樹	217 千円・0.05ha
スズメ	水稻・野菜	159 千円・0.10ha
カワウ	アユ	67 千円
合計		11,075 千円・3.64ha

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農林業被害は、高止まりしている。主な被害内容は、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルによる農作物の食害、農地の掘り起こし、農業用施設（農道・水路・ビニールハウス）の破壊であった。また耕作放棄地の増加や放任果樹の増加が、野生動物の行動範囲を拡大させる一因となっている。

加えて、従来の有害鳥獣による被害は中山間地域が中心であったが、近年では比較的人口密度の高い沿岸地域にも広がっている。野生鳥獣と人との緊張関係が高まり、住居区域での生活環境被害が生じている。特にニホンザルによる被害防止が困難であり、人的被害につながる懸念もある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	3,109 千円・1.24ha	2,798 千円・1.11ha
ニホンジカ	3,502 千円・1.30ha	3,151 千円・1.17ha
ニホンザル	1,612 千円・0.37ha	1,450 千円・0.33ha
アライグマ	955 千円・0.25ha	859 千円・0.22ha
タヌキ	142 千円・0.05ha	127 千円・0.04ha
アナグマ	51 千円・0.01ha	45 千円・0.01ha
ノウサギ	150 千円・0.04ha	135 千円・0.03ha
ハクビシン	642 千円・0.11ha	577 千円・0.09ha
カラス	420 千円・0.11ha	378 千円・0.09ha
ハト	49 千円・0.01ha	44 千円・0.01ha
ヒヨドリ	217 千円・0.05ha	195 千円・0.04ha
スズメ	159 千円・0.10ha	143 千円・0.09ha
カワウ	67 千円	60 千円
被害面積	3.64ha	3.23ha
被害額	11,075 千円	9,962 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者などからの被害報告に基づく有害鳥獣捕獲を実施してきた。 ・ ニホンジカ及びニホンザルについては、管理捕獲による個体数調整に努めた。 ・ 農業被害を中心に被害が増加している現状に対応するため、農業者や農業者による団体・自治会・猟友会・県・町で組織する対策協議会を組織し、国、県の事業を活用してきた。 ・ 新規の猟銃免許資格取得者に資格取得手数料と銃・保管庫購入費の一部を補助している。 ・ 川又鳥獣保護区においてもイノシシ、ニホンジカの被害があり、森林管理署による有害鳥獣捕獲の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシによる被害防止 ・ ニホンジカによる被害防止 ・ ニホンザルによる被害防止 ・ アライグマによる被害防止 ・ カラスなどの鳥類による被害防止 ・ ハクビシンによる被害防止 ・ アナグマによる被害防止 ・ 高齢化による有害捕獲従事者の減少 ・ 捕獲鳥獣の処理方法が確立されていない。イノシシ等解体後の不要部位については、各地区にストッカーを設置し、通常のゴミ収集に併せて回収・焼却処理できるよう体制を整備する必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置希望者に対しては、県や町の採択基準に合致する事業で対応している。 ・動物駆逐用煙火の普及により地域での追払いを推進している。 ・印南町鳥獣被害対策実施隊員によるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの追払い並びに捕獲活動を実施してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化に伴い、防護柵の設置や維持管理の面に支障が出ている。 ・印南町鳥獣被害実施隊員の高齢化により、隊員が減少している。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消、放任果樹の伐採などエサ場の除去、残渣の適正処理等を啓発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域での放任果樹の除去についても、農業者の高齢化・若者の担い手不足により進んでいない。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・町の施策を活用した防護柵の設置に取り組む。 ・箱わな等の導入、更に ICT 等を用いた捕獲を進める。 ・耕作放棄地対策や残渣の適切な処理を行う。 ・捕獲の担い手の狩猟免許取得を促進するため、資格取得経費の補助制度の周知、総合的な対策を進めていくために、対策協議会を充実する。 ・アライグマについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に定められた捕獲方法も併せて実施する。 ・有害鳥獣による農地・農作物の被害は、企画産業課が対応し、住居等の生活環境被害については、生活環境課で対応する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲は猟友会に属する者により、捕獲を進めていく。 ・猟友会に属する者の中から町長が任命する鳥獣被害対策実施隊を活用。 ・アライグマについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に定められた捕獲方法も併せて実施する。 ・住民の生活環境圏内（住居等）に侵入する有害鳥獣について、印南町は捕獲用機材（箱わな等）を貸出し、また猟友会や和歌山県への連絡体制を整えておく。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ	・銃器による駆除、わな（箱わな・くくりわな及び囲いわな）による駆除を併用し、また通年有

	ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ノウサギ ハクビシン カラス ハト ヒヨドリ スズメ カワウ	害捕獲することにより、被害の軽減に努める。 ・新規狩猟免許取得者に対し、狩猟免許取得に要する費用を助成し、鳥獣を捕獲する担い手の確保に努める。 ・対策協議会からの箱わな等を貸出し、有害鳥獣捕獲を実施する。 ・有効と思われる捕獲方法等について、先進地事例等の研究を進めるとともに、ICT 等を利用した効果的な捕獲の実施に努める。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ノウサギ ハクビシン カラス ハト ヒヨドリ スズメ カワウ	・銃器による駆除、わな（箱わな・くくりわな及び囲いわな）による駆除を併用し、また通年有害捕獲することにより、被害の軽減に努める。 ・新規狩猟免許取得者に対し、狩猟免許取得に要する費用を助成し、鳥獣を捕獲する担い手の確保に努める。 ・対策協議会からの箱わな等を貸出し、有害鳥獣捕獲を実施する。 ・有効と思われる捕獲方法等について、先進地事例等の研究を進めるとともに、ICT 等を利用した効果的な捕獲の実施に努める。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ノウサギ ハクビシン カラス ハト ヒヨドリ スズメ カワウ	・銃器による駆除、わな（箱わな・くくりわな及び囲いわな）による駆除を併用し、また通年有害捕獲することにより、被害の軽減に努める。 ・新規狩猟免許取得者に対し、狩猟免許取得に要する費用を助成し、鳥獣を捕獲する担い手の確保に努める。 ・対策協議会からの箱わな等を貸出し、有害鳥獣捕獲を実施する。 ・有効と思われる捕獲方法等について、先進地事例等の研究を進めるとともに、ICT 等を利用した効果的な捕獲の実施に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

令和4年度から令和6年度の各獣種の年間最高捕獲頭数は、イノシシ約690頭・ニホンジカ約670頭・ニホンザル約50頭・アライグマ約120頭・カラス約20羽、令和4年度よりアナグマ約200頭・ハクビシン約20頭の捕獲実績である。しかし、被害が大きく減少していない現状から、自然環境と第一次産業の適正な調和や民生の安定を図るため、これからも積極的に有害捕獲を実施していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
ニホンジカ	800	800	800
ニホンザル	150	150	150
アライグマ	200	200	200
カラス	150	150	150
アナグマ	300	300	300
ハクビシン	100	100	100

捕獲等の取組内容

猟友会に属する者により、町内全域に、銃器とわな（箱わな・くくりわな・囲いわな）を併用し、有害鳥獣捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカなどの大型獣の捕獲に有効である。通年の捕獲活動において、農用地近辺に出没する個体を効率的に捕獲するため、ライフル銃を用いた捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済み）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ その他小動物等	電気柵 ワイヤメッシュ柵 トタン柵 延長 10,000m 受益面積 15ha (印南町内)	電気柵 ワイヤメッシュ柵 トタン柵 延長 10,000m 受益面積 15ha (印南町内)	電気柵 ワイヤメッシュ柵 トタン柵 延長 10,000m 受益面積 15ha (印南町内)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ その他小動物等	・侵入防止柵の適正な設置・管理の啓発。 ・動物駆逐用煙火の普及による地域での追払い活動の推進。 ・実施隊による対象鳥獣の追払い、捕獲活動の実施。	・侵入防止柵の適正な設置・管理の啓発。 ・動物駆逐用煙火の普及による地域での追払い活動の推進。 ・実施隊による対象鳥獣の追払い、捕獲活動の実施。	・侵入防止柵の適正な設置・管理の啓発。 ・動物駆逐用煙火の普及による地域での追払い活動の推進。 ・実施隊による対象鳥獣の追払い、捕獲活動の実施。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ その他小動物等	耕作放棄地の解消、放任果樹の伐採などエサ場の除去、残渣の適正処理等の啓発。
令和9年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ その他小動物等	耕作放棄地の解消、放任果樹の伐採などエサ場の除去、残渣の適正処理等の啓発。

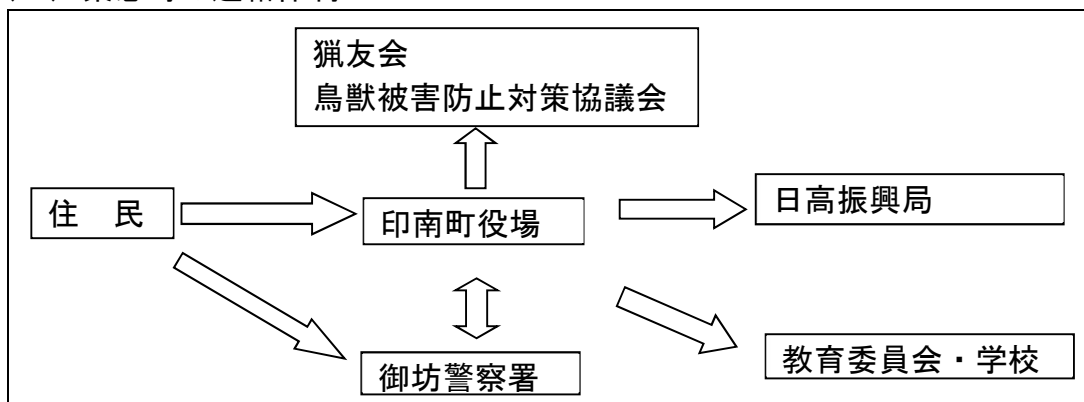
令和 10 年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ その他小動物等	耕作放棄地の解消、放任果樹の伐採などエサ場の除去、残渣の適正処理等の啓発。
---------	--	---------------------------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
印南町	関係機関への連絡・箱わな等の貸出・猟友会への捕獲依頼・被害場所付近の見回り
印南町猟友会	有害鳥獣捕獲等の実施
日高振興局農業水産振興課	捕獲に係る情報共有、助言、共同活動
日高振興局衛生環境課	捕獲に係る情報共有、助言
御坊警察署	見回り等の実施・小中学校の通学路の監視
鳥獣保護管理員	活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、捕獲者が解体し、肉等を有効活用することを基本とするが、やむを得ない場合は、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないよう適切に処理する。
ニホンザルについては、御坊広域清掃センターでの焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲者が解体し、食肉として有効活用する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	印南町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
印南町農業士会	調査・防止方法等の啓発
印南町農業委員会	農地の保全
印南町区長連絡協議会	防止方法の啓発・行政施策等の周知
印南町猟友会	捕獲・防止方法の指導
和歌山県農業協同組合	防止方法の調査研究・啓発・アドバイス
日高振興局農業水産振興課	施策の立案、防止方法の調査研究・普及
地域対策協議会	各地区で被害防止活動の実施
和歌山森林管理署	捕獲・防止方法の指導
印南町役場企画産業課	施策の立案・防止方法の調査研究・協議会の事務局
印南町役場生活環境課	生活環境被害対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合南部支所	農業共済制度による被害情報の提供・保証金の支払い
鳥獣保護管理員	専門家による情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は猟友会の会員より選出し、構成する。 実施隊員は町長の任命により鳥獣の追払い及び捕獲に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係する団体と連携し、地域一体で取り組んで行く。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。
--